

八尾市長 田中 誠太 様

八尾市廃棄物減量等推進審議会

会 長 吉 田 弘 之

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申）

1. はじめに

平成 1 9 年 2 月 2 6 日付八環資第 1 7 2 号により、本審議会に対して、八尾市におけるこれまでの取り組み及び廃棄物処理センターの更新を踏まえて、「環境にやさしいコミュニティの形成による、ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち」の構築を基本理念とする「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の見直しについて諮問がありました。

このため、本審議会では、市民、事業者の排出者責任の明確化及び拡大生産者責任を踏まえた生産者の役割を確立するとともに、各主体のパートナーシップを育成するなどの観点から、以下の事項について審議を行いました。

①分別収集の拡充について

平成 2 1 年 3 月に竣工予定の廃棄物処理センターの更新を踏まえた、その他プラスチック製容器包装を中心とした分別収集の拡充について

②市民、事業者、行政の役割分担について

家庭系ごみ処理費用の負担の適正化と市民に対するごみ減量行動、すなわち、排出者責任の定着、店頭回収の充実や分別収集の拡充及び長く使用できる製品づくり等の市民に対する多様な減量手段の提供など、市民、事業者、行政の果たすべき役割の確立について

③市民への啓発活動及び地域コミュニティの構築について

更新される廃棄物処理センターの環境学習棟を活用した市民に対する啓発活動のあり方及び地域のごみ減量のリーダーとなるごみ減量推進員を中心とした地域コミュニティの構築等について

本審議会では、施設見学会を含めこれまでに9回の審議会を開催し、以上の3つの事項について、審議の結果を以下に取りまとめました。

2. 審議の結果

(1) 分別収集の拡充について

新しい廃棄物処理センターが平成21年3月に竣工する予定であり、センターの稼働に合わせて、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集を八尾市では予定しています。

循環型社会の構築を図るためには、ごみの発生抑制に最優先に取り組むとともに、容器包装リサイクル法の趣旨を踏まえた資源化を推進することが必要です。

また、このことは、焼却ごみ量の減量につながり、二酸化炭素の排出量を削減することから地球温暖化防止に貢献できるため、本審議会では、以下の事項について留意し、予定どおり進めることを提言します。

【分別収集拡充における留意事項】

- ① リサイクルを免罪符に使い捨て容器の大量使用が拡大する社会は、真の循環型社会とは言えません。過剰包装の抑制、皿売り・量り売りの浸透、再使用容器の普及等により、家庭系ごみの容積比で約60%を占めているとされている容器包装の発生抑制・再使用に向けて、製造者・販売者は努力していく必要があります。なお、容器包装等の発生抑制を推進するため、レジ袋を削減するための施策が全国的に取り組まれつつありますが、八尾市においても、引き続き、市民、事業者、行政によるレジ袋の削減対策に取り組んでいくよう求めます。
- ② トレイ、ペットボトル、卵パック等は商品の販売に伴い使用される物であり、拡大生産者責任の観点から、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集を市が実施しても、自主的な店頭回収の継続・拡充に努めるよう販売店等に協力要請していくよう求めます。
- ③ その他プラスチック製容器包装の分別収集対象品目は、識別マークが付いているとはいえ、容器包装の概念、洗浄の程度など、市民にとって決して分かりやすいとは言えません。特に、高齢者等が簡単に理解することは難しいことが予想されます。このことより、分かりやすい分別パンフレットを配布するとともに、実施までにきめ細く住民説明会を開催する等して、分け方・出し方の周知徹底を図るよう求めます。さらに、排出ルール等について町会等を通じての情報が伝わりにくい世帯についても、関係者に協力を要請し、分け方・出し方の周知徹底に努めるよう求めます。
- ④ その他プラスチック製容器包装及びペットボトルの収集は効率的に行う

とともに、分別収集品目全体の収集頻度等の整合性を図るなどの収集体制全体の見直しを行い、収集経費の増加を極力抑制するよう求めます。また、廃棄物処理センターの稼働にあっては、有害物質に対する場内外における定点監視体制を整えるよう求めます。

- ⑤ その他プラスチック製容器包装の分別収集の問題点を把握するため、モデル地区における分別収集を実施し、このモデル地区の実施から得られた成果を全市域の市民啓発等に活用していくよう求めます。
- ⑥ 識別マークを分かりやすく容器包装に印刷するなど製造者へ要請していくとともに、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルの収集や圧縮梱包・保管等の自治体負担の軽減、プラスチック類全体を対象とした法制度への改正を国へ要請していくよう求めます。
- ⑦ 分別収集の拡充においては、安全・安心なごみ処理を行う観点から、簡易ガスボンベ、スプレー缶等の危険物についても、新たな収集方式の検討を求めます。

(2) 市民、事業者、行政の役割分担について

国の基本方針では家庭系ごみの有料化を進めるべきと定められ、平成19年6月には「一般廃棄物処理有料化の手引き」が作成されました。

家庭系ごみの有料化の意義は、市民のごみ減量・資源化の関心を高める、ごみ減量・資源化の行動へ経済的に誘導する、多く出す人とごみ減量・資源化行動を実践し極力ごみを減らしている人との公平性が確保できる、さらに、新たなごみ減量・資源化施策実施のための財源が確保できることにあると言われています。

さて、府内43市町村のうち、粗大ごみについては有料化を導入しているのは平成19年3月末現在で24市町村、可燃ごみでは11市町村であり、粗大ごみは半数以上の市町村で実施されています。

また、八尾市では、電話による申込制が平成13年4月に導入され、すでに市民に定着しており、平成19年10月に実施した自治振興委員を対象としたアンケート調査（回答率69.4%）も参考にし、審議しました。（このアンケート調査の詳細については、「八尾市家庭ごみに関するアンケート調査結果報告書」を参照）

その結果、本審議会では、循環型社会を目指していくためのごみの適正処理に要する費用、排出者の意識改革、自主的な環境活動への支援、各主体間の関係構築や分別収集の拡大等、ごみの減量化・資源化施策を推進するための経費の確保が不可欠であり、また、経済的な動機付けによりごみの発生・排出抑制に効果があり、実施している市町村の多くで減量化に成果をあげていることから、全国的にも有料化が定着しつつある粗大ごみについて、まずは実施を目指し、可燃ごみ

については、今後の動向等を勘案して適切な時期に導入を検討するよう提言します。

なお、粗大ごみの有料化を導入するにあたっての留意事項を以下に整理しました。

【粗大ごみの有料化導入における留意事項】

- ① 処理料金の徴収方法、処理手数料等の有料化の方式について、他市町村の実績等を把握し、市民が利用しやすい方法、市民から理解を得られる料金等について十分検討するよう求めます。
- ② 更新される廃棄物処理センターにおいて、まだ使える家具や自転車等の展示コーナーの整備、様々な媒体を活用した不用品交換情報提供システムを整備するなど、再使用の仕組みづくりを行い、粗大ごみ処理費用の負担が軽減される仕組みを市民に提供するよう求めます。
- ③ 粗大ごみとなるものについて、長く使える堅牢な製品づくり、修理部品の長期保存、修理体制の充実、販売店を通じた不用品の引き取りなど、製造者、販売者等の拡大生産者責任の確立を目指し、国や事業者へ継続的に働きかけていくよう求めます。
- ④ 有料化の実施にあたっては十分な期間を以って、申し込みの方法・出し方等の周知徹底を図るよう求めます。
- ⑤ 市内のパトロール体制の強化、監視カメラの設置、警察等の関係機関との連携強化などにより、不法投棄の監視体制を充実するよう求めます。
- ⑥ 処理手数料収入については、不法投棄の監視体制や不用品交換情報提供システム等に有効に活用するよう求めます。

(3) 市民への啓発活動及び地域コミュニティの構築について

更新される廃棄物処理センターにおける環境学習棟については、情報発信や環境学習の拠点としての機能を持つ施設とすることとなっています。

環境学習において、特に子供（幼児、児童、生徒等）に対する環境教育は、小さい頃から環境問題に対する意識を醸成するとともに、家庭に対する情報伝達者としての影響も大きいことから、その重要性が指摘されています。このことより、啓発活動については、環境学習講座、体験教室の開催、まだ使えるものの再使用等のための施設として有効に活用されるよう提言します。

施設の運営にあたっては、幅広い市民の参画が得られ、市民との協働が推進されるよう、市民の立場に立った発想で運営ができるように環境NPO等の市民組織の育成を図り、また、継続的な活動を実施していくため、行政による支援を行いつつ、事業運営を委託することが出来ることを目指すように提言します。なお、

行政による支援については、粗大ごみの処理手数料収入を充てる等の施策が講じられるよう求めます。

ごみ減量推進員については、身近な地域のごみ減量のリーダーとなれるよう、地域における諸活動に精通された方々や興味をもっておられる方々等を対象に講習会・研修会等を実施し、ごみ減量推進員を育て地域コミュニティを構築するよう、また、様々な方が地域活動を実践されており、清掃活動はそのひとつとなっていることから、より幅広い参加が得られるよう、その際に用いるごみ袋及びその排出方法については、より簡潔な方法となるよう提言します。

3. おわりに

本審議会では、その他プラスチック製容器包装を中心とした分別収集の拡充、市民、事業者、行政の役割分担及び、市民への啓発活動及び地域コミュニティの構築について審議を重ねてきました。

八尾市においては、発生抑制を中心として極力ごみの発生量を削減し、また、資源化の推進により貴重な資源の浪費を防ぎ、さらに、焼却ごみ量を減量して二酸化炭素排出量を抑制する市民生活や事業活動が営まれ、持続可能な循環型社会を構築し、地球温暖化防止に貢献されることを期待します。